# 産業建設常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和3年12月23日(木)午前10時00分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

副委員長 鈴木 てるみ 君 委 員 植山 太介 君 久木田 大和 君 員 委 員 前田 幸一 君 委 員 塩井川 公子 君 委 員 德田 修和 君 下深迫 孝二 君 委 員 池田 綱雄 君 委 員

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

委員長 木野田 誠君

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

議員宮田竜二君議員有村隆志君

5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

農林水産部長 八幡 洋一 君 商工観光部長 谷口 隆幸 君 建設部長 千弘 君 林務水産課長 秀一 君 猿渡 市来 豊明 君 商工観光施設課長 達郎 君 商工振興課長 池田 秋窪 建設政策課長 中馬 聡 君 建設施設管理課長 園畑 精一 君 横川副総合支所長兼市民生活課長 別當 正浩 君 霧島副総合支所長兼市民生活課長 仮屋園 修君 林務水産課課長補佐 奥 芳生 君 農政畜産課主幹 内村 光孝 君 林務水産課主幹谷口 誠一 君 建設施設管理課主幹 落水田 剛君 商工振興課商工観光政策G長 西村 賢三 君 商工観光施設課施設管理G長 松崎 義美 君 霧島市民生活課産業振興G長 池田 一則君 林務水産課森林土木Gサブリーダー 臼井 健二 君 商工観光施設課施設管理Gサブリーダー 笠井 副 君 建設施設課公園管理Gサブリーダー
桑幡 孝志 君 横川市民生活課産業振興Gサブリーダー 有村 昌明 君 霧島市民生活課産業振興Gサブリーダー 藤岡 勝史 君

6 本委員会の書記は次のとおりである。

商工観光施設課施設管理G主查若松

書 記 原田 美朗 君

7 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第104号 指定管理者の指定について (霧島市観光案内所)

樹君

議案第105号 指定管理者の指定について(霧島市横川農業交流センター,霧島市森林活用環境 施設,霧島市丸岡会館,霧島市横川体験農園,丸岡公園)

議案第106号 指定管理者の指定について (霧島市緑の村)

議案第110号 和解することについて

# 8 本委員会の概要は次のとおりである。

「開議 午前10時00分」

### ○副委員長(鈴木てるみ君)

ただいまから産業建設常任委員会を開会します。本日は、去る12月16日の本会議で本委員会に付託になりました議案4件の審査を行いたいと思います。ここで、委員の皆様にお諮りします。本日の会議はお手元に配付しました次第書に基づき、進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

それでは, そのようにさせていただきます。

# △ 議案第104号 指定管理者の指定について (霧島市観光案内所)

# ○副委員長(鈴木てるみ君)

まず,議案第104号,指定管理者の指定について(霧島市観光案内所)についてを審査いたします。執行部の説明を求めます。

### ○商工観光部長(谷口隆幸君)

議案第104号の指定管理者の指定につきまして、御説明いたします。本案は、霧島市観光案内所の 指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者となる団体の 名称及び指定の期間について、議会の議決を求めるものです。霧島市観光案内所につきましては、 引き続き指定管理候補者として選定した公益社団法人霧島市観光協会に令和4年4月1日から令和 9年3月31日まで5年間、管理を行わせようとするものです。詳細につきましては、担当課長が御 説明申し上げますので、御審査賜りますようお願いいたします。

### ○商工観光施設課長(秋窪達郎君)

議案第104号,指定管理者の指定について,御説明いたします。令和3年第4回霧島市議会定例会議案の9ページから11ページをご覧ください。現在,公益社団法人霧島市観光協会を指定管理者としている霧島市観光案内所について,令和4年3月31日で指定期間が満了することから,引き続き令和4年度から5年間,同協会を直接指定による指定管理者として指定しようとするものです。議案書の10ページに同施設及び指定管理者の概要等記載してありますので御確認ください。霧島市観光案内所の管理業務は,これまで公益社団法人霧島市観光協会が行っており,市内観光地の案内や各種イベントの実施等が適切に展開されているところです。このような中,引き続き同協会が蓄積した管理・運営技術や専門的技術などの経営資源を活用することにより,施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成できることから,指定管理候補者として適当であると判断したところです。なお,本施設の指定管理者については,直接指定のため,公募や選定委員会は行っていませんが,募集要項及び同協会の事業計画書等の資料はお手元に配布しておりますので御確認ください。以上で,議

案第104号の霧島市観光案内所の指定管理者の指定についての説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

# ○副委員長(鈴木てるみ君)

ただいま説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

# ○委員(前田幸一君)

建築年度が平成2年ということは、もう30年を経過しているということだと思うんですが、木造ということで、傷みとか修繕箇所とか、そういうのはどういうふうに見受けられるのか、お伺いしたいと思います。

# ○商工観光施設課施設管理G長(松崎義美君)

今,おっしゃったとおり、建築から31年が経過を致そうとしているところでございまして、各所で不具合等が見られる所がございますが、そのような中で緊急性等を考慮しながら、施設の使用に支障がないように、修繕を今後も行っていきたいということで考えております。建物については、屋根瓦の塗装であったり、軽微なものでいうと雨どいであったりとか、そういった部分については修繕を行いながら、今後も対応していきたいというふうに考えております。

# ○委員(德田修和君)

直接指定の理由を御説明いただいたところですけれども、今、市が行っている観光PR事業が効果的に効率的に展開できるその情報連携が、この団体が一番取れているという、そういう理解でよろしいでしょうか。

# ○商工観光施設課長(秋窪達郎君)

お見込みのとおり、観光協会が一番ふさわしいというふうに考えているところでございます。

#### ○委員(徳田修和君)

これまでの事業経過を見ても、スムーズな連携が取れていると高く評価しながら期待をしている ところですけれども、それであれば、今回、指定管理期間が5年間ということですけれども、ここ の期間を10年であったりとか、そこらの期間の議論というものはなかったものか確認を求めます。

# ○商工観光施設課長(秋窪達郎君)

期間について、おっしゃるとおりのことになろうかと思いますけれども、市がお願いしている指定管理につきましては5年間という期間を標準としていることから、今回についても5年間ということで提案させていただいております。

#### ○副委員長(鈴木てるみ君)

ほかにありませんか。

### 「「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで、議案第104号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時07分」

# △ 議案第105号 指定管理者の指定について (霧島市横川農業交流センター,霧島市森林活 用環境施設,霧島市丸岡会館,霧島市横川体験農園,丸岡公園)

# ○副委員長(鈴木てるみ君)

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第105号、指定管理者の指定について(霧島市横川 農業交流センターほか4施設)についてを審査いたします。執行部の説明を求めます。

# ○建設部長(猿渡千弘君)

議案第105号,指定管理者の指定ついて,概要を御説明申し上げます。本案は,霧島市横川農業交流センター,霧島市森林活用環境施設,霧島市丸岡会館,霧島市横川体験農園,丸岡公園の指定管理者を指定するため,地方自治法第244条の2第6項の規定により,指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について,議会の議決を求めるものです。本年7月1日から7月21日までの間,指定管理者を公募し,応募のあった1社について,霧島市指定管理候補者選定委員会で審査し,その報告内容を総合的に判断し,指定管理候補者に選定したきりしまPP株式会社に令和4年4月1日から令和9年3月31日まで,5年間管理を行わせようとするものです。詳細については,建設施設管理課長が御説明いたします。

# ○建設施設管理課長(園畑精一君)

議案第105号,指定管理者の指定について説明いたします。現在,きりしまPPP株式会社を指定管理者としている霧島市横川農業交流センター,霧島市森林活用環境施設,霧島市丸岡会館,霧島市横川体験農園,丸岡公園について,令和4年3月31日で指定期間が満了することから,今回公募を行ったところ,きりしまPPP株式会社1社から応募がありました。本年8月に,霧島市指定管理候補者選定委員会において審査していただき,きりしまPPP株式会社が指定管理候補者として適当であるとの審査報告が市長へなされました。これに基づき本年9月に指定管理候補者として選定したきりしまPPP株式会社に,令和4年度から5年間,指定管理者を指定しようとするものです。以下,お手元に配付している資料に基づき説明いたします。まず,資料1,募集要項に沿って募集条件等について説明いたします。3ページの募集要項の4をご覧ください。指定管理者が行う業務として,(1)丸岡公園の維持管理に関する業務,(2)丸岡公園の使用の許可等に関する業務,

- (3) 丸岡公園の利用料金の収受に関する業務,(4)公園の利用者アンケートの実施に関する業務,
- (5)前4号に掲げるもののほか、市長が管理上必要と認める業務、その他、別紙管理業務仕様書に 定めるとおりとしています。次に、4ページの募集要項の6の管理に要する経費について、施設の管理に要する経費は利用料金収入及び市から支払う委託料によって賄うこととしており、このうち、 指定管理期間中に市が支払う委託料の額は、市が定めた基準価格の範囲内で指定管理者が提案した 各年度の指定管理料に、当該年度に適用される消費税及び地方消費税を加えた額とします。なお、

市からの委託料については、今回の一般会計補正予算第15号に債務負担行為を計上していますが、 その具体額は年度協定により定め、管理経費として支払います。次に、5ページの募集要項8の参加 資格について,(2) 令和3年4月1日現在で,鹿児島県内に事業所を有する法人,その他の団体とし ています。これは、霧島市に参加資格を限定すると、企業間の競争が制限され、質の高い応募者の 申請が阻害される恐れがあることから、市内企業の振興という視点もありますが、指定管理者制度 の本来の目的である市民サービスの向上と経費節減を重視し、参加資格を鹿児島県内の法人その他 の団体としているところです。次に,7ページ募集要項の14の選定方法については,指定管理候補者 選定委員会において、各委員が(2)の審査基準と配点に沿って審査し、評点の合計が最も高い申 請者について指定管理候補者としてふさわしいか審査しています。 募集要項14の(2) 審査基準と配 点をご覧ください。審査基準と配点の選定項目は、1点目が「事業計画書の内容が施設の効用を最大 限に発揮させるものであるか」で配点30点、2点目が事業計画書の内容が、管理に係る経費の縮減が 図られるものであるか」で配点20点、3点目が「事業計画書に沿った管理を安定して行うために必 要な人員及び財政的基礎を有しているか」で配点30点、4点目が「その他、当該公の施設の設置目 的を達成するために必要と認める事項」で配点20点となっており,選定委員会において,それぞれ の審査内容毎に審査、評価を行います。選定委員会の審査後は、「指定管理候補者選定委員会の選定 結果に基づき,最終的に市において指定管理候補者を決定」することとしています。次に,資料2, 令和3年度霧島市指定管理候補者選定に係る審査結果について(報告)に沿って、選定委員会にお ける審査経過等について説明いたします。まず,委員構成について報告書1ページをご覧ください。 内部委員が山口副市長, 内副市長, 橋口総務部長, 出口企画部長, 八幡農林水産部長, 谷口商工観 光部長, 猿渡建設部長, 宗像横川総合支所長, 外部委員が若松隆雄氏, 木浦剛氏, 福島年子氏, 山 田久治氏の計12名となっています。次に2ページ目、4,審議経過について説明いたします。今回の 選定委員会は,3回の会議を開催し,指定管理候補者を選定しました。まず,第1回の会議では, 事務局から委員会の役割や評点方法及び各団体から提出された事業計画書等の説明を行い,その後, 施設の訪問を行いました。第2回の会議では、委員から申請者に対し、事業計画書の内容について 不明な点や,詳しく聞きたい点などについて,ヒアリングを実施しました。その後,各委員が評点 を行い、第3回の会議で委員全員の得点を確認し、指定管理候補者としてふさわしいかを否かを審 査し,選定意見を取りまとめています。次に審査方法について説明いたします。委員会では,施設 の募集要項において、あらかじめ定めた審査基準と配点に従って、申請者から提出された事業計画 書等の提案書類の審査,申請者へのヒアリングを行いました。次に,審査に当たっては,資料3の 指定管理候補者選定審査表を用いて,それぞれの項目についてA~Fの6段階の評価をしています。 評価の内訳は,まず標準を,配点の6割を得点とする評価「C」とし,提案内容が標準である「C」 より優れている場合は、満点の評価「A」又は配点の8割を得点とする評価「B」を付け、また、 標準である「C」より不十分である場合は配点の4割を得点とする評価「D」,又は配点の2割を得 点とする評価「E」を付けます。なお、記述がない又は審査項目と関係のない記述の場合は得点を

ゼロとする「F」で評価しています。こちらの評点結果や、当該申請者を指定管理候補者に選定した理由である選定意見については、資料2の5ページをご覧ください。評点については1,200点満点中870点という結果になり、7割を超える得点を得ています。主な選定意見としましては、「運営時間の考え方について、利用者目線の運営であることを評価する」「市内雇用に積極的であることを評価する」「利用者からの苦情等に迅速に対応していることを評価する」「施設の利用促進について、レストランにおける新たなメニュー開発に積極的である点を評価する」「定期的な施設の設備点検を行っていることにより、利用者の安全確保が図られている点を評価する」「自主事業として、そば打ち教室の開催等、様々な取組を行っている点を評価する」などといった意見が出されました。以上で説明を終わります。御審査くださいますよう、よろしくお願いします。

# ○副委員長(鈴木てるみ君)

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

# ○委員(塩井川公子君)

このきりしまPPPですか。これは5年間ですよね。その前もきりしまPPPじゃなかったでしょうか。何年か前からやっていらっしゃると思いますが。

# ○建設施設管理課長 (園畑精一君)

現在, 2期, きりしま PPPのほうに管理をしていただいております。 2期ということで10年になります。 [本ページに訂正発言あり]

### ○委員(塩井川公子君)

10年間やっていらっしゃって、今日までそれぞれ研究をされて成果はどれほど上がっているのでしょうか。新しい企画とか、そういうのを今回考えていらっしゃるのか、その辺りをちょっと知りたいと思います。合併前は、丸岡公園はプールがありまして、かなりにぎわっていた時期がございます。そういったのもちょっと頭の中に置いていただいて、いろいろ新しい企画というかそういうものを考えていただいたらどうかなという思いがします。予算もあると思いますが、丸岡公園は、本当に桜の名所であり、ツツジの名所であり、180度ではなくて360度、景色もすばらしい所でございます。そういったことを考えて人の集客をする。人が多方面から、霧島以外から、立地条件が大変良いですので、熊本とか宮崎とか、いろんな所から来られる方が多いですので、そういったことを考えたら、結構、グランドゴルフの会場もあるんですが、幅広い視野から考えていただいたらどうかと思います。お金は大変だと思います。よろしくお願いします。

#### ○建設施設管理課長(園畑精一君)

先ほどの答弁で誤りがありました。今, 3期, 15年でした。今言われましたプールも, 今ずっと使用されてないということで, いろんな人が集客できるような施設なども考えていかないといけないというのは, 私たちも指定管理者のほうと意見を出し合って考えているところでございますけれど, なかなか実行にはまだ至っていないところでございます。

# ○委員(下深迫孝二君)

1,200点満点中870点ということなんですが,足りなかった分,870点ということは三百何点足りないわけですよね。満点というところはないんでしょうけれど,そこはどのように評価されてるのか伺います。

# ○建設施設管理課主幹(落水田剛君)

評定につきましては、基準では7割以上の得点を得ていれば一応、管理者候補として指定ができるというふうになっておりまして、[11ページに訂正発言あり] その基準自体を満たしているということではないかと思います。住民というか利用者の方々への対応への評価とかは高いんですけれど、やはり施設が大分古くなってきている点もありまして、なかなか評点のほうが上がっていかないのかなというふうには思っているところです。

### ○委員(池田綱雄君)

横川体験農園についてお尋ねしますが、年間利用者数3人と。これは令和2年度実績となっておりますが、過去5年間の利用者の実績をお知らせ願いたいと思います。

# ○横川副総合支所長市民生活課長(別當正浩君)

最初にちょっと訂正をさせていただきたいんですが、利用者数が3人ってなっているんですが、これは利用者数ではなくて、契約者数が3人であったということで、これを年間の利用者数という形の延べ人数に直しますと約320人になりますので、ここの訂正のほうをお願いしたいと思います。この3人は契約者であると。1年間を通して区画を借りたいという人が3人いらっしゃったということで、実際は1か月に3回ほど三、四人で皆さん来られるものですから、利用者数という形になれば320人ほどになるんですが、そういうことをちょっと踏まえまして、過去の利用者数、契約者数で今、データが出ていますので、それで話をさせていただきますけれど、平成30年度が1件でした。令和元年度が2件、令和2年度が3件、令和3年度が2件というふうになっております。

#### ○委員(池田綱雄君)

ちょっと分かりにくいんですが、契約数と利用者数と違いますよね。契約をした人は3人と。利用した人は年間三百何十人というのは、ちょっと意味が分からないですので、もう一度詳しくお願いします。

# ○横川副総合支所長市民生活課長(別當正浩君)

実際、農地になるものですから、農地の契約を50㎡で契約されると人とか、100㎡で契約される人がいるのですけれど、その契約された方は3人です。だから、年間の契約者数は3人だということになります。そして、その方々は耕作をされていますので、月に三、四は来られると。体験農園なので一人で来ることはなくて、大体複数人、三、四人の家族連れとか仲間同士で、その1契約者が来られて、その畑を耕して使われてるものですから、使用者としてはその人数を掛けた形で320人ほどになると。年間の使用者ですね。その畑を利用した人は320人ほどになるということであります。

# ○委員(池田綱雄君)

それなら、年間1人とか2人とか3人、契約をしているわけですね、面積を。それ以外の契約を

してない所をいろんな人が使っているということですか。

○横川副総合支所長市民生活課長(別當正浩君)

いや, その契約した畑ですね。契約した土地を一人の人ではなくて, 三, 四人の方が一緒に使ってると。共同で楽しんでいるということです。

### ○委員(池田綱雄君)

それならば、小区画が27区画ありますよね。大区画は4区画で、全然利用者がいないと。27区画のうちの3区画が契約されていますよと。そして、その3区画の中をいろんな人が利用して、年間三百何十人利用しているよと。そういうことですか。

○横川副総合支所長市民生活課長(別當正浩君)

そういう形になります。ですから、実際は3人の契約者が、小区画は14㎡が6区画と、28㎡が21 区画ありますので、そのうちの28㎡の区画、4区画を利用して、1年間、その農園を楽しんでいた だいているという形になります。

### ○委員(池田綱雄君)

それなら、3区画、2区画、1区画、過去に契約してますよね。この人たちは、大体同じ人たちですか。

○横川副総合支所長市民生活課長(別當正浩君) ほぼ同じ人です。

# ○委員(池田綱雄君)

27区画あって、たった3区画しか契約していないと。そこだけが利用されているわけですよね。 今の説明を聴けば。そしてまた同じ人が大体契約している。私が言いたいのは、こんなのはもうや めて、その3区画、2区画、同じような人に、もうその人と契約をして使わせたらどうなんですか。 こうして27区画をずっと管理しないといけない。そんなのは私はどうなのかなと思いますけれど。 利用者が少ないなら、もう勝手に使いなさいよというふうに、指定管理ではなくてさせたほうがい いんじゃないですか。

# ○横川副総合支所長市民生活課長(別當正浩君)

この問題につきましては、私も今3年目になるんですけれど、やはり利用者が少ないと。実際、個人区画の25%しか使われていませんので、少ないので、今後、何らか検討していかないといけないというふうには考えているところです。また、議員の御指摘もありましたので、前向きにちょっと検討していきたい。そのように考えております。

#### ○委員(池田綱雄君)

余りにも利用者が少ないと。もう、20年以上たって状況も分かっているはずですから、ぼちぼち 今言われたそういう検討をする時期になっていると思いますので、ぜひ検討していただきたい。要 望しておきます。

○横川副総合支所長市民生活課長(別當正浩君)

一つ付け加えてなんですけど、今年は、ある業者がそこを使って、業者名を使って、なんとか農園という形で現場も見ていただいて、ある程度前向きに進んだ事例もあって、私たちとしても取組はやっているところなんですけど、ただ、実績としては、このような形になってるので、その辺は考えないといけないなというふうに思ってます。問合せがないというわけでもないということだけ付け加えさせていただきたいと思います。

### ○委員(下深迫孝二君)

今,三百数十人の数が上がりましたよね。それでは、同じ人がそこに年間50日行けば50人という 考え方で数を出していらっしゃるんですか。

○横川副総合支所長市民生活課長(別當正浩君)

今, 私が年間利用でいった形でいけば, そのような形になると思います。

### ○委員(徳田修和君)

池田委員の関連なんですけれども、今回、3期、同じ事業者が進められたところに対して公募を行って、幅広い公募を行った末に、また1社ということで、やはり厳しい運営状況なんだろうなというようなところがあるんですけれども、今、各委員が運営の在り方であったり、るる質疑をされたわけですけれども、今回の募集に対して、何か市から求めるもの、通常どおりの募集の掛け方をしたのか。市は今後、こういうところに力を入れていくんだよというような意思表示を示した募集要項等を出していたのか。そこを確認をさせてください。

# ○建設施設管理課長(園畑精一君)

募集要項の中では、新たな項目というのは加えておりません。今まで、PPPのほうが指定管理をされておりまして、経験を積みまして、その中で、先ほど、塩井川委員からもありましたけれども、公園のプールとか、そういうものが変わっていくようなもの、そのような意見も出ております。そういう中で集客ができる安全な公園を目指していくということで、志が高かったと考えております。

# ○委員(徳田修和君)

それぞれの施設が、建設年度も相当たってきて、大規模修繕なども今まで進められてきたところですけれども、ここの施設の在り方というのは、公共施設管理計画の中でも縮小していくのか、また新たに何かプラスアルファしていくのか分かりませんけれども、そういうことに対して臨機応変に対応できるもの。そういうところに対して3期の経験を積み重ねてこられたPPPさんの意見とかもしっかり反映させながら、今後、その管理計画のほうを進めて、施設のほうを適正な管理をしていただきたいと求めておきます。

# ○委員(池田綱雄君)

この1社の応募というのは非常に少ないわけですよね。そして、1200点満点で870点ですよね。説明では70点以上、70点を超えているから良いというようなことで採用したというふうに聞こえたんですが、それならば、いろいろな項目があったと思いますが、1点については50%しかなかったと

か、あるいは一つについては20%しかなかったというようなものもあったかもしれませんよね。総合的には70%、7割以上の点数だということかもしれませんけれど、その辺もあったんじゃないかなと。1点、2点は70を下回った点数もあったんじゃないかなというふうに危惧するわけですが、そういう場合も合格点ということでよろしいんですか。

### ○建設施設管理課主幹(落水田剛君)

得点の内訳につきましては、全てが70点平均であったわけではございません。総合的に約72点になったということでございまして、まず、1項目目の得点につきましては約78%、2項目目につきましては74%、3項目目につきまして83%、4項目目につきましては80%の得点を取っていらっしゃいます[後日、書面により訂正:1項目目が72%、2項目目が68%、3項目目が76%、4項目目が73%]。これの平均ということで、最終的に72%になったということで御理解いただければと思います。

# ○委員(池田綱雄君)

今の説明を聴けば、ほとんど80%に近い説明だったですよね。全体的に平均七十二、三%にはならないのではないですか。たまには六十何点というのもあったんじゃないですか。もう1回説明をお願いします。

# ○建設施設管理課主幹(落水田剛君)

先ほど、課長のほうからも説明がございましたが、配点率というのがございまして、1項目目が30点、2項目目が20点、3項目目で30点、4項目目は20点なんですが、四つの細目に分かれておりまして、それの配点が5点となっておりまして、正直言って、点数が取れるところで取れていなかったというのもございまして、最終的には72%ということになります。

### ○委員(池田綱雄君)

ということは,一,二か所,うんと低くても,平均が70点以上あればよろしいということですか。

### ○建設施設管理課主幹(落水田剛君)

最終的な総得点率という形になりますので、総得点での判断になります。

# ○副委員長(鈴木てるみ君)

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで、議案第105号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時42分」

「再開午前10時45分」

### ○副委員長(鈴木てるみ君)

休憩前に引き続き会議を開きます。ここで、発言を求められておりますので、これを許可します。

# ○建設施設管理課主幹(落水田剛君)

先ほどの私の説明で、評点のうち1200点満点中7割を超えるものであったのでということで、こ

れについては認められますというお話をしましたけれども,正確には6割の間違いでございましたので,6割以上の得点であれば,指定管理候補者として指定ができるということになっております。

# △ 議案第106号 指定管理者の指定について (霧島緑の村)

# ○副委員長(鈴木てるみ君)

次に,議案第106号,指定管理者の指定について(霧島緑の村)についてを審査いたします。執行 部の説明を求めます。

#### ○農林水産部長(八幡洋一君)

議案第106号の指定管理者の指定について、御説明いたします。議案第106号につきましては、公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、議会の議決を求めようとするものであります。詳細につきましては、霧島総合支所市民生活課長が説明いたしますので、よろしく御審査くださいますようお願いいたします。

# ○霧島副総合支所長兼市民生活課長 (仮屋園修君)

議案第106号, 指定管理者の指定について御説明いたします。現在, 合同会社エス・ケイ開発を指 定管理者としている霧島緑の村施設について、令和4年3月31日で指定期間が満了することから、 今回公募を行ったところ, 有限会社 エース美研, 一般社団法人HIMAWARIの2団体から応募 がありました。本年8月に霧島市指定管理候補者選定委員会において審査していただき、有限会社 エース美研が指定管理候補者として選定され、市長への報告がなされました。これに基づき、有限 会社エース美研に令和4年度から5年間,指定管理者を指定しようとするものです。以下,お手元 に配付している資料に基づき説明いたします。まず、資料1募集要項に沿って募集条件等について 説明いたします。3ページの募集要項4をご覧ください。指定管理者が行う業務として,(1)緑の 村の使用の許可等に関する業務、(2)緑の村の利用料金の収受に関する業務、(3)緑の村の施設 及び設備の維持及び修繕等に関する業務,(4)緑の村の利用者アンケートの実施に関する業務,(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が管理上必要と認める業務、その他29ページ以降の管理業 務仕様書に定めるとおりとしています。次に,3ページの募集要項6の管理に要する経費について, 施設の管理に要する経費は利用料金収入及び市から支払う委託料によって賄うこととしており,こ のうち、指定管理期間中に市が支払う委託料の額は、市が定めた基準価格の範囲内で指定管理者が 提案した各年度の指定管理料に、当該年度に適用される消費税及び地方消費税を加えた額とします。 なお, 市からの委託料については, 今回の一般会計補正予算第15号に債務負担行為を計上していま すが,その具体額は年度協定により定め,管理経費としてお支払いします。次に,4ページの募集 要項8の参加資格について,②令和3年4月1日現在で,鹿児島県内に事業所を有する法人,その他の 団体としています。これは、霧島市に参加資格を限定すると、企業間の競争が制限され、質の高い 応募者の申請が阻害される恐れがあることから、市内企業の振興という視点もありますが、指定管 理者制度の本来の目的である市民サービスの向上と経費節減を重視し、参加資格を鹿児島県内の法 人その他の団体としているところです。次に、6ページの募集要項14の選定方法については、指定 管理候補者選定委員会において,各委員が(2)の審査基準と配点に沿って審査し,評点の合計が 最も高い申請者について指定管理候補者としてふさわしいか審査しています。なお,審査基準と配 点については、同じく募集要項14の(2)をご覧ください。まず、事業計画書の内容が、市民の平 等な利用を確保することができるものであるかについての適否の判断。次に、1. 事業計画書の内 容が,当該公の施設の効用を最大限に発揮させるものであるかについての配点が30点。2.事業計 画書の内容が,管理に係る経費の縮減が図られるものであるかについての配点が20点。3.事業計 画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しているかについての配点 が30点。4.その他,当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項についての配点 が20点であります。また,選定委員会の審査後は,指定管理候補者選定委員会の選定結果に基づき, 最終的に市において指定管理候補者を決定することとしています。次に、資料2、指定管理候補者 選定に係る審査結果について(報告)に沿って,選定委員会における審査経過等について御説明い たします。まず、委員構成について御説明いたします。報告書1ページをご覧ください。こちらに 委員会の構成をお示ししております。霧島緑の村施設は,内部委員が山口副市長,以下6名,外部 委員が若松隆雄氏以下4名の計10名となっています。次に2ページ目、4審議経過について御説明 いたします。今回の選定委員会は、3回の会議を開催し、指定管理候補者を選定しました。まず、 第1回の会議では、事務局から委員会の役割や評点方法及び各団体から提出された事業計画書等の 説明を行い、その後、施設の訪問を行いました。第2回の会議では、委員から申請者に対し、事業 計画書の内容について,ヒアリングを実施しました。その後,各委員が持ち帰って評点を行い,第 3回の会議で委員全員の得点を確認し、指定管理候補者としてふさわしいかを審査し、選定意見を 取りまとめています。次に、審査方法について御説明いたします。委員会では、施設の募集要項に おいて、あらかじめ定めた審査基準と配点に従って、申請者から提出された事業計画書等の提案書 類の審査,申請者へのヒアリングを行っております。次に,審査に当たっては,資料5の指定管理 候補者選定審査表を用いて、それぞれの項目についてA~Fの6段階の評価をしています。評価の 内訳は、まず標準を配点の6割を得点とする評価「C」とし、提案内容が標準である「C」より優 れている場合は、満点の評価「A」又は配点の8割を得点とする評価「B」を付け、また、標準で ある「C」より不十分である場合は配点の4割を得点とする評価「D」,又は配点の2割を得点とす る評価「E」を付けます。なお、記述がない又は審査項目と関係のない記述の場合は得点をゼロと する「F」で評価しています。また,こちらの評点結果や当該申請者を指定管理候補者に選定した 理由である選定意見については、資料2の5ページをご覧ください。評点については、委員数が10 名で満点が1,000点, 指定管理候補者の要件である得点率6割が600点であり, 評点は683点でありま す。選定意見と致しましては1. 自主事業への意欲的な姿勢を評価した。2. 広報・プロモーショ

ン活動の考え方について、ホームページやSNSの活用といった具体的なアイデアを持っている点を評価した。3. 観光の振興について、周辺の商店等との連携を考えていることを評価した。4. 収支計画書について、指定管理制度の本旨である施設の有効活用と、民間ノウハウの導入が期待できる点を評価した。以上で、霧島緑の村施設の指定管理者の指定についての説明を終わります。

### ○副委員長(鈴木てるみ君)

ただいま執行部の説明が終わりました。休憩します。

「休憩 午前10時57分」

「再開午前10時58分」

# ○副委員長(鈴木てるみ君)

再開します。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

# ○委員(下深迫孝二君)

この緑の村というのは、昔、小里貞利先生が新春の集まりをされていた所ですよね。年間、今こ こを使用されてる方はどのぐらいの件数があるのか、まずお尋ねします。

# ○霧島総合支所地域振興課産業振興グループ長(池田一則君)

資料1の募集要項の1ページの末尾の6,施設の利用状況,利用実績。資料1になります。1ページの一番下です。末尾の(6),施設の利用実績,直近3年をご覧ください。令和元年度だけ申し上げます。会議室が226人,体育館が5,110人,テニスコートが83人,緑地広場が6,023人,バンガローが863人で合計1万2,305人で、利用料金として97万7,110円を頂いております。

### ○委員(下深迫孝二君)

あの体育館みたいなものがありました。大きいのがありますよね。あそこは、この会議室の所に 226人というのが書いてあるんですが、これは1団体が例えば200人で借りた場合、そういうときは すぐに人数が一杯になってしまいますよね。これは、226人が使ったというのは分かるんだけれども、会議室なんかを使ったのは何回かということも知りたいです。

# ○霧島副総合支所長兼市民生活課長 (仮屋園修君)

ただいまの質問にちょっと外れるんですが、月ごとの利用者につきましては、こちらのほうに把握をしておりまして、件数につきましては、これは何件とまではちょっと把握はしてないところです。今、御質問のありました会議室は、この体育館の一番手前、入口の横にありますこの部屋くらいの会議室ですので、人数的には1回の利用者が大人数になることはございませんので、入ってこのぐらいでございます。

#### ○委員(久木田大和君)

利用者の希望として、テニスコートのほうがクラックなんかが出てきていて、テニスで使えなくなってきているので、オートキャンプ場というか、バンガローなんか張れるような施設というか、希望が出ていたりしたのですが、そこら辺の今後の市の方向性というか、そういったものがもしあればお聴かせください。

# ○霧島副総合支所長兼市民生活課長 (仮屋園修君)

この中にもあったんですが、テニスコートにつきましては現在、状況がちょっと良くない状況ではあるんですが、現在は条例に基づいた利用をしていただいているところです。今後の提案によりましては方針も変わるかと思いますが、現在はその条例に基づいた利用です。

### ○委員(植山太介君)

先ほどの利用人数の件で私の資料の見方が分かっていないからなのかもしれないんですけれども, 先日頂いた資料によると,令和2年度実績が7,745と書かれて,今度頂いたのが一番直近で1万2,305 と。ここは,年度が違いますけれど,人数は一緒の流れなんですね。コロナ禍ということで減って るということなんですか。そこの数自体が見方が違うのかなと。

# ○副委員長(鈴木てるみ君)

休憩します。

「休憩 午前11時05分」

「再開午前11時06分」

# ○副委員長(鈴木てるみ君)

再開します。

# ○霧島副総合支所長兼市民生活課長 (仮屋園修君)

ただいま御質問のありました,資料1の平成29年度から令和元年度までの分につきましては,所 定の書式でしたので,一応ここに上げてございます。令和2年度の実績につきましては,先ほど言 われましたように,コロナの影響ということで,若干減少はしているところでございます。

### ○委員(植山太介君)

あともう1点気になったのが、これも私の見方が悪いのかもしれません。利用料金は人数が減っているのに、こっちで見ると増えているんですけれど、これは見方が違うんでしょうか。これでいくと7,745人、年間利用料が約100万円になっていて、こっちは97万7,000円。ちょっと見方はよく分かっていなくて、御説明いただけたらと思います。

# ○霧島副総合支所長兼市民生活課長(仮屋園修君)

ここにあります施設の利用料金については、それぞれ条例で定めてございます。特に、このバンガローにつきましては、ほかの施設よりもちょっと高くて1棟6,000円弱ということで、逆に、ほかの施設につきましては大分安くなっておりますので、その減少が生じたと思われます。

#### ○副委員長(鈴木てるみ君)

ほかにありませんか。

「「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで、議案第106号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時09分」

# △ 議案第110号 和解することについて

# ○副委員長(鈴木てるみ君)

休憩前に引き続き会議を開きます。次に,議案第110号,和解することについてを審査いたします。 執行部の説明を求めます。

# ○農林水産部長(八幡洋一君)

議案第110号の和解することについて、御説明いたします。議案第110号につきましては、霧島市牧園町万膳字内ノ野1505番14地内の霧島市有地において、令和2年11月22日ごろ、霧島市横川町下ノ1083番地、瀬戸口建設株式会社が、分収林のヒノキ52本に誤って損傷を与えてしまいました。この件に関しまして、市が算定した損害賠償請求額3万9,098円を相手側が支払うことに応じたため、和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。以上、ご説明申し上げましたが、詳細につきましては追加資料に基づき、林務水産課長が御説明いたしますので、よろしく御審査くださいますようお願いいたします。

#### ○林務水産課長(市来秀一君)

私のほうから、今回の和解案件の詳細につきまして御説明差し上げます。追加資料に基づいて説 明いたします。今回の事業につきましては,工事名,令和2年度林業専用道開設佐賀利山2号支線 でございます。発注者は鹿児島県姶良・伊佐地域振興局林務水産課です。受注者は瀬戸口建設、霧 島市横川町地内の業者になります。開設延長等は、延長540m、幅員3.5mです。最終の契約金額は 3,772万円になります。今回の工事の工期は、令和2年度7月20日から令和3年3月23日の247日間 となっております。現場のほうの御案内をさせていただきます。ページを開いていただきまして、 3ページのほうになります。一番下のほうに関平鉱泉販売所ということでお示ししてあるかと思い ます。関平鉱泉販売所の前の市道大霧線でございますが、こちらをずっと北上しまして、旅の湯、 旧野々湯温泉から左側のほうに入って佐賀利山方面に向かう林業専用道の支線が、今回、この立木 損傷箇所となります。続きまして4ページ目のほうをお開きくださいませ。黄色の破線で示してあ りますのが、林道佐賀利山線の本線でございます。今回、令和2年度の発注工事としまして、白の 破線で取ってありますところが,2号支線の開設区間となっております。今回,立木の損傷を受け た箇所が赤の破線の部分になりますが,計52本,損傷を受けたというような事案になっております。 最初のページにお戻りくださいませ。今回、分収林ということで記載があるんですけれども、分収 林について御説明差し上げます。分収林とは、分収林特別措置法に基づくもので、森林の土地所有 者、その土地で林木を育成する権利を有する者。また、その育成に要する費用を負担するものが、 互いに契約を結び、伐採に伴う収益を分け合う森林のことを指します。土地所有者が自ら林木の育 成ができない場合や,逆に森林の土地を有しないものが,伐採収入を目的として土地を借用して,

林木を育成したい場合に分収林契約を結び、林木を育成する者が森林経営を行うことによって、森 林の適正な管理を推進し、森林の有する公益的機能が、高度に発揮されることを目的とした制度に なります。今回の場合は①が霧島市、②、③が日本赤十字社鹿児島支部となっております。契約の 概要でございますが、本分収林は、昭和33年3月に日本赤十字社鹿児島県支部の地上権を設定し、 契約期間は平成40年までの3月31日までの70年間契約となっております。また、当該地の面積は約 16haで、樹種はスギ、ヒノキであり、収益の分収割合は、日本赤十字社鹿児島支部が6割、霧島市 が4割となっております。以上で、詳細につきましての説明を終わります。

# ○副委員長(鈴木てるみ君)

ただいま執行部の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

# ○委員(下深迫孝二君)

損傷を与えたというふうになっていますけども、損傷を与えたというのは要するにどういう損傷 を与えたんですか。

# ○林務水産課長(市来秀一君)

追加資料の2ページ目をお開きくださいませ。こちらが立木の損傷状況の写真でございます。赤の破線で囲っている所なんですが、木の表面、樹皮が損傷を受けております。こちらは本来、道路を開設する際に最初、立木を伐採しているんですが、それの置き場所、いわゆる土場という場所が近隣になかったため、道路の両端にあります敷地にその立木を集積したと。その際、この赤線で囲ってあります高さの所まで木を積み上げてしまったために、木の樹皮が損傷してしまったということでございます。

### ○委員(下深迫孝二君)

要するに、木にただ傷が付いたと。間違って木を切り倒したとかということではないという理解でいいですね。

### ○林務水産課長(市来秀一君)

そのとおりでございます。

# ○委員(德田修和君)

収益の分収割合が霧島市が4割となっております。今回の損害賠償額というのも総額の4割がこの金額だというふうな理解でよろしいんでしょうか。

#### ○林務水産課長(市来秀一君)

当然,損害賠償につきましても,分収割合に基づいて4割ということになっております。

#### ○委員(徳田修和君)

先ほど、損傷状況というのをお示しいただいたわけですけれども、この後、これは伐採されるものなのでしょうか。修復していて、この管理というのはどうなっていくんですか。この52本に関して、

# ○林務水産課長(市来秀一君)

こちらの分収林契約が70年期間なんですが、今現在で60年経過しております。今後は10年間の期間をもって最終的に、この今残っている木も販売をする計画でいるんですが、ただ、販売をする段階において、通常であれば正常に成長していたはずの木が、どこまでダメージを与えられて、材として価値が下がるかというところがありました。今回は、この賠償金をもって、その損失を補填するという考えでおります。残された木につきましては10年後に伐採する予定でいます。

### ○委員(徳田修和君)

それであれば52本に対する収益,それに対する賠償が3万9,000円ぐらいで済むものなのかなっていう感覚を受けるわけですけれども、この根拠といいますか、どういった算定でこの賠償金額が確定しているものなのか、確認ができるでしょうか。

# ○林務水産課長(市来秀一君)

まず52本の詳細につきましては、議案のほうの26ページです。立木損害賠償額の算定表ということでお示ししております。樹種ヒノキの胸高直径が10cmから28cmの間で52本、単価はそれぞれ設定がされているところですが、こちらの単価設定につきましては、公共事業で用地取得等を行う場合に補償する算定基礎となります、九州地区用地対策連絡会が作成している損失補償算定標準書から額を算出しております。ですので、こちらの金額については、一般的に公共事業の中で使われる損失補償額と同等ということで考えております。

# ○委員(下深迫孝二君)

この写真を見たとき、材になるような木ではないですよね。小さい木で。これがあと10年たったときは、全部切って製品になるんですか。植えて何年たっている木なのか分かりませんけれども、すごく木が小さいなと。そこは、どのようにお考えですか。

### ○林務水産課長(市来秀一君)

議員がおっしゃるとおり、通常、木は大体40年から50年ぐらいで伐採適齢時期ということになっているんですが、確かに、こちらの現場のほうの生育はちょっと悪いようでございます。要因としてははっきりとは言えないんですけれども、土地の肥沃の加減であったり、あとは、昭和30年代に植えられている苗ですので、そういったところも要因としてあるのかなと。ただ、今後、70年契約を延長する可能性もあるんですが、延長したとしても、そこまで生育が望めるかどうかというところは疑問かと思います。

# ○副委員長(鈴木てるみ君)

ほかにありませんか。

#### 「「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで、議案第110号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時22分」

「再開午前11時24分」

# ○副委員長(鈴木てるみ君)

休憩前に引き続き会議を開きます。これより議案処理に入ります。議案番号順に行います。

# △ 議案第104号 指定管理者の指定について (霧島市観光案内所)

# ○副委員長(鈴木てるみ君)

まず、議案第104号、指定管理者の指定について(霧島市観光案内所)について、自由討議に入ります。意見はありませんか。

# [「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

# [「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第104号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

# [「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第104号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

# △ 議案第105号 指定管理者の指定について (霧島市横川農業交流センター,霧島市森林活 用環境施設,霧島市丸岡会館,霧島市横川体験農園,丸岡公園)

#### ○副委員長(鈴木てるみ君)

次に,議案第105号,指定管理者の指定について(霧島市横川農業交流センターほか4施設)について、自由討議に入ります。意見はありませんか。

# [「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

# [「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第105号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

#### 「「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第105号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと 決定いたしました。

# △ 議案第106号 指定管理者の指定について (霧島緑の村)

# ○副委員長(鈴木てるみ君)

次に、議案第106号、指定管理者の指定について(霧島緑の村)について、自由討議に入ります。 意見はありませんか。

### ○委員(徳田修和君)

今回,指定管理者の指定ということで3件が出たうち,この1件のみが競争というか2社の応募の中,進められた指定管理者の指定でございました。ただ,点数を見る限り1点差ということで,評価の内容等も拮抗していた部分もあったんだと思います。先ほど,バンガローの利用者が増えて来て収益も少し上向くような兆しがあるような御紹介もされております。ここをしっかりといかしながら,この施設の運営に努めて,観光事業の発展に努めていただきたいと意見のほうを申し述べさせていただきます。

# ○副委員長(鈴木てるみ君)

ほかにありませんか。

# [「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

# 「「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第106号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

# 「「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第106号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

### △ 議案第110号 和解することについて

# ○副委員長(鈴木てるみ君)

次に、議案第110号、和解することについて、自由討議に入ります。意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第110号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

# 「「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第110号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと 決定いたしました。

# △ 委員長報告に付け加える点の確認

# ○副委員長(鈴木てるみ君)

次に,委員長報告に付け加える点はありませんか。

### ○委員(塩井川公子君)

指定管理者の丸岡公園の件なんですが、PPPで最初10年とかおっしゃってて、次が15年とおっしゃって、担当の方もちょっと曖昧なところがありましたので、しっかりと把握して、ここに来ていただきたい。そして、余りマンネリ化しないように、ある程度そのPPPの方たちの意見もあると思いますが、何十年かおきに変えていくようなそういうシステムがあったほうが、もっとよりよい運営になっていくのではないかという思いがします。私は地元に住んでいますので特に思うんですが、ごめんなさい、自分個人の意見です。

# ○副委員長(鈴木てるみ君)

ほかにありませんか。

# [「なし」と言う声あり]

ないようですので、ただいまの意見を盛り込むことについては、委員長に御一任いただけますか。

[「異議なし」と言う声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時29分」

「再開午前11時31分」

### △ 閉会中の所管事務調査について

### ○副委員長(鈴木てるみ君)

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、閉会中の所管事務調査についてですが、何かありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、閉会中の所管事務調査については、産業建設常任委員会の所管事項について ということで提出してよろしいですか。

「「異議なし」と言う声あり]

それでは、そのようにしたいと思います。次に、その他として何かありませんか。

### ○副委員長(鈴木てるみ君)

次に、その他として何かありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで本日の日程は全て終了しました。以上で、産業建設常任委員会を閉会

いたします。

「閉会 午前11時32分」

以上、本委員会の概要と相違ないと認め、ここに署名する。

霧島市議会産業建設副常任委員長 鈴木 てるみ